

「第 51 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 3 月 5 日(金) 20 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第 51 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、状況につきまして私の方から報告をいたします。

世界各国の感染状況です。世界合計で約 1 億 1,517 万人の方が感染され、約 256 万人の方が亡くなられています。各国の状況は表の通りです。アメリカで約 2,879 万人の方が感染、亡くなられた方は約 52 万人になっております。

次、国内の発生状況になります。3 月 3 日 24 時の時点です。国内合計で 43 万 3,290 名の方が感染をされ、8,050 名の方が亡くなっているという状況になります。

次、都の発生状況です。これまで、累計で 11 万 2,624 人の方が感染されています。現在、入院者数に関しましては 1,519 名、亡くなられた方が 1,442 名、10 万 8,243 名の方が回復をされているという状況です。

次、直近の国の動きになります。2 月 26 日に第 56 回の対策本部会議が開催をされ、本日、第 57 回対策本部会議が開催されました。

直近の都の動きです。都としては前回 2 月 18 日に第 50 回の対策本部会議を開催しております。

次、各局の対応です。政策企画局におきまして、1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同メッセージを 2 月 23 日に発出をしております。

また、総務局におきまして、2 月 24 日に新型コロナウイルスと人権に関する啓発映像を作成いたしました。

主税局におきまして、国が所得税等の申告納付期限を延長したことを受けまして、個人事業税の申告期限を令和 3 年 4 月 15 日まで延長いたしました。また、感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置しております。

次、生活文化局です。広報東京都 3 月号で、感染症に対応した支援について掲載いたしました。

一番下の欄、都市整備局になります。「春のスムーズビズ実践期間」を引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけております。

次、下のところ産業労働局になります。2 月 18 日以降、新型コロナウイルス感染症に係る経済支援策の申請受付期間等の延長について、「東京都家賃等支援給付金」の申請期限の延長について、「新型コロナウイルス感染症対応融資」の借換、テレワーク導入率の調査結果を公表、そして、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8~2/7 実施分)」の申請受

付を開始しております。

次、それではここで各局からご発言をいただきます。まず、緊急事態措置等の延長などにつきまして、総務局からお願いいたします。

【総務局次長】

私からは、緊急事態措置等(案)及び都庁におけるテレワークの徹底の2点についてご説明をいたします。

先程、政府対策本部が開催され、1都3県を対象に、緊急事態宣言を3月21日まで延長することが決定されました。

これを受け、都における緊急事態措置等を説明いたします。

緊急事態宣言下における緊急事態措置等については、現在の措置等を延長いたします。

対象となる区域は、島しょ地域を含む都内全域、期間は3月8日0時から3月21日24時までといたします。

実施内容は、都民向け、事業者向け、ともに現在と同様の内容といたします。

施設の使用制限・イベントの開催制限の具体的内容についてはご覧の通りでございます。

飲食店等に対する営業時間の短縮要請についてでございますが、引き続き現在と同様の内容を要請いたします。

都では、見回りなどにより協力状況の確認を強化いたします。ご協力いただいていない店舗につきましては、個別に訪問した上で、特措法第45条第2項による要請を順次行って参ります。

その後、宣言が解除された場合には、段階的緩和期間を設け、21時までの営業時間の短縮を要請する予定でございます。

営業時間中は、今一度ガイドラインを確認・遵守するなど、感染防止対策を徹底していただきたいと存じます。

なお、本日、書面開催をいたしました感染症対策審議会において、緊急事態措置等(案)について、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

次に、都庁におけるテレワークの徹底についてでございます。

これまで以上に強力に人流抑制に取り組むため、感染症対策に従事する職員等を除きまして、原則全員が毎日テレワークを実施いたします。

また、やむを得ず出勤する場合もオフピーク通勤を徹底して参ります。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、協力金の支給・テレワークの推進につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

当局から2点報告させていただきます。

1点目、協力金の支給についてでございます。今回の要請にお応えいただいた事業者の方々にあらためて協力金を支給いたします。

緊急事態措置を延長する3月8日(月)から、段階的緩和措置期間でございます31日(水)まで、この間、全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、店舗ごとに124万円を支給いたします。

2点目は、テレワークの推進強化についてでございます。出勤者数の7割削減に向けて、1都3県共同の「テレワーク集中実施期間」を3月21日まで延長し、取組を継続して参ります。事業者の皆様へのテレワークを全面的にバックアップするため、今回新たに「テレワーク導入緊急相談ダイヤル」を来週11日から開設いたしまして、テレワークを導入する際の様々な課題について、専門家が無料で相談を受け付けます。

また、都では昨年12月より、テレワークに関してルールを定めて実践しております会社を「東京ルール宣言企業」として登録しておりますが、このうち先進的な取組を進める企業を表彰いたします「TOKYO テレワークアワード」について、大賞2社を15日に発表いたします。

様々な支援を展開することで、テレワークの普及を一層推進して参ります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして都立施設の取扱いにつきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

都立施設の取扱いについて申し上げます。

現在、休館期間を延長しております上野動物園などの都立施設につきましては、引き続き、休館といたします。

加えまして、桜の開花を控え、人流の抑制や密集防止の新たな取組として、明日3月6日(土)から順次、上野公園、井の頭公園、代々木公園など全ての都立公園におきまして、酒類を伴う宴会や飲食等を禁止いたします。

また、都立公園内の、例年、多くの花見客でにぎわう特定のエリアにつきましては立入禁止といたします。

以上の点につきましては、別途、詳細を通知しますので、各局におきましては適切にご対応をいただくよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして一時宿泊場所の提供、高齢者施設等における検査の拡大につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

まず、一時宿泊施設の提供についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による失業等により、住まいを失った方に対しては、緊急事態宣言期間である3月7日までの間、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供しております。

この受付期間を、緊急事態宣言が延長されることに伴いまして3月21日まで延長いたします。

次に、高齢者施設等での検査についてでございますが、現在、特別養護老人ホームなど約760施設、約5万人を対象に集中的に検査を実施しております。

今回、その他の施設等での検査の実施について、日本財団のご協力を得られることとなりました。今後、有料老人ホームや認知症高齢者グループホームなど約1,500か所、約5万人に対しまして、日本財団が提供いたします無料PCR検査を活用して検査を実施して参ります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、この他にこの場、この会議の場でご報告等ある局ございますか。

よろしければ、会のまとめといたしまして本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

皆さんご苦労さまです。

先程、国におきまして、1都3県を対象とし、特措法に基づく緊急事態宣言を3月21日まで延長するということが決定されました。

これを受けまして、都として、緊急事態措置等を決定して参ります。

現在、新規陽性者数は下げ止まりが継続しています。そして現状は依然として非常に厳しいと。私たちはこの重要な期間、改めて原点に立ち返って、徹底的に感染を抑え込まなければなりません。

そして現在、リバウンド、そして変異株への対応、ワクチンの不透明感といった感染を抑制すべき三つのポイントがあります。

リバウンド、そして変異株による感染拡大防止のため、的確なクラスター対策が必要であ

ります。

クラスター対策を講じ、ワクチンの接種を円滑に進めていくため、今ここで徹底的に感染を抑え込んでいく、その必要があります。

そこで、都といたしまして、今、出ておりますように、都民の皆様へのお願い、事業者の皆様さんへのお願い、そして都の対応という三本柱で施策を取りまとめております。

緊急事態措置等に係る内容であります。先程、総務局からの説明があった通りでございます。

そして、都民の皆様には、引き続き不要不急の外出の自粛、これを徹底してお願い申し上げます。事業者の皆様には、営業時間の短縮とイベントの開催制限などをお願いいたします。

そして、産業労働局長から報告ありましたように、飲食店などに対する営業時間短縮の要請に、全面的にご協力いただけます中小事業者(正しくは飲食店等)の皆様に対しまして、協力金を支給する予定でございます。

この協力金の支給につきましては、直ちに予算を措置するために、合わせて1,548億円の補正予算を編成しまして、現在開会中の第1回定例会に追加提案をいたします。

また、事業者の皆様には、徹底的なテレワークの取組をお願いいたします。産業労働局長からの報告の通り、都としましてもテレワーク推進のための取組を行って参ります。

それから、政策企画局長からの報告にありましたように、都立の施設については引き続き休館、そして都立公園の駐車場の利用制限も継続、またすべての都立公園において、飲食を禁止、立入制限を行います。

福祉保健局長からの報告でございます。一時宿泊場所の受付期間をさらに延長いたします。住まいを失ってお困りの方には、是非気軽にご相談いただきたいと思います。

また、特別養護老人ホーム等を対象に実施をして参りました高齢者施設等における検査でありますけれども、今後、有料老人ホームや認知症高齢者グループホームなども対象にして参ります。

そして、本日午後、1都3県の知事でテレビ会議を行いました。そして、共同で取り組む事項について合意をいたしました。引き続き、1都3県が総力を結集して、コロナに立ち向かって参ります。

この後、臨時記者会見を開きます。都民の皆さん、事業者の皆さんに対して、緊急事態措置等の延長に当たっての呼びかけを行います。

ここで何としても感染を抑え込んでいく。そして、各局におきましては引き続き連携を密にして、全庁一丸となって対策に取り組んでいただきたい。

共に頑張って参りましょう。よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたし

ます。